

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆令和3年度の協会けんぽ保険料率の変更

今回は、令和3年度3月分(4月納付分)からの協会けんぽ東京支部の保険料率が決定しましたので、お知らせしていきたいと思います。健康保険料率、介護保険料率ともに次のとおり変更となります。



- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 支給日が3月1日以降の賞与は、変更後の保険料率が適用されます。

保険料率は都道府県ごとに決められ、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者の皆様には、①健康診断・保健指導に取り組んでいただくこと②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)③ジェネリック医薬品の使用促進をはじめとする上手な医療のかかり方を身に付けて頂くことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症など景気変動の影響を受けやすく、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況はさらに厳しくなる見通しです。一人一人が医療費の節約を意識して、日頃から自身の健康管理に努め、生活するように心掛けましょう。

参考文献:協会けんぽ 医療費の節約 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/setsuyaku/saving/>

### 基本保険料率 特定保険料率

健康保険料率(9.84%)のうち、加入者の医療費に充てられる**基本保険料率**は6.31%、後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる**特定保険料率**は3.53%となります。



### 介護保険制度

介護が必要な**高齢者を社会全体で支える仕組み**です。税金や高齢者が負担する介護保険料のほか、40歳から64歳までの**健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)**が負担する介護保険料(労使折半)等によって支えられています。



### ◆4月の労務スケジュール

～4/30 3月分社会保険料納付  
～4/10 3月分源泉徴収税額・  
住民税額の納付



編集担当: 會田  
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

### トピックス

- ◆令和3年度の協会けんぽ保険料率が変わります
- ◆今月の労務スケジュール

社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34-  
13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>